

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地の変更の届出（「」）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（「」）	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（3件）（農業基盤課）	1
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	2
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	2
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	2

## 告 示

### 高知県告示第246号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

平成27年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
近 森 医 院	香南市野市町東野446-3	平27・3・1
ふくしまデンタ	土佐市高岡町乙304番地	「 4・1

ルクリニック  
エール薬局たか 「 「 甲1893-1 「 「 「  
おか店

### 高知県告示第247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成27年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
変更前	訪問看護ステーションあおぞら	香南市香我美町字マガリ1152番1	平成27年3月1日
変更後		香南市赤岡町569番地3	

### 高知県告示第248号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
こばな薬局	香美市土佐山田町百石町一丁目	平26・12・8 6-14
近 森 医 院	香南市野市町東野447-2	平27・2・28

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市一宮川崎の丸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	宮田 義久	高知市一宮西町三丁目 6-12

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

「	鍋島 義明	「 「	5-3
「	松崎 努	「 一宮徳谷	8-22
「	新田 隆	「 一宮西町三丁目	15-14
「	楠瀬 雅教	「 一宮西町二丁目	3-18
監事	福島 信彦	「 一宮しなね一丁目	29-10
「	山本 悟	「 薊野	529
(就任)			
理事	宮田 義久	高知市一宮西町三丁目	6-12
「	鍋島 義明	「 「	5-3
「	松崎 努	「 一宮徳谷	8-22
「	楠瀬 雅教	「 一宮西町二丁目	3-18
「	山中 武志	「 薊野	393
監事	山本 悟	「 「	529
「	福島 信彦	「 一宮しなね一丁目	29-10

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市一宮前岡土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	西森 延壽	高知市一宮中町一丁目 3-73
「	松原 定子	「 薊野中町 17-24
「	岩崎 正吉	「 前里 81
「	山本 一夫	「 一宮中町一丁目 3-71
「	宮田 正郎	「 一宮西町四丁目 12-14
「	下司 史郎	「 一宮南町一丁目 5-3
監事	岡崎 壽恵	「 薊野中町 24-16
「	山崎 吉城	「 一宮中町一丁目 1-3
(就任)		
理事	西森 延壽	高知市一宮中町一丁目 3-73
「	山本 悟	「 薊野 529
「	山本 一夫	「 一宮中町一丁目 3-71
「	宮田 正郎	「 一宮西町四丁目 12-14
「	山本 剛男	「 一宮 912-2
「	下司 薫	「 一宮南町一丁目 5-4
監事	川田 仁愛	「 一宮中町一丁目 1-1
「	岡崎 純二	「 一宮しなね二丁目 21-22

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市大津田辺島丸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年 5 月 1 日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
理事	西川 輝	高知市大津 乙 2284-2	
〃	下村 靖	〃 〃 乙 2368-2	
〃	山本 達雄	〃 〃 乙 2242	
〃	山崎 豊一	〃 〃 乙 2199-2	
〃	大崎 昭雄	〃 〃 乙 2050-1	
〃	西川 正晃	〃 〃 乙 2332	
〃	高橋 正治	〃 高須新木 3-32	
〃	小松 幸雄	〃 高須新町二丁目 1-23	
〃	田所 満穂	〃 高須本町 4-28-2	
監事	坂本 賢一	〃 大津 乙 2203	
〃	徳弘 眞士	〃 〃 乙 2233-1	
(就任)			
〃	大崎 昭雄	高知市大津 乙 2050-1	
〃	山崎 豊一	〃 〃 乙 2199-2	
〃	徳弘 静夫	〃 〃 乙 2247	
〃	古田 辰雄	〃 〃 乙 2261-1	
〃	西川 正晃	〃 〃 乙 2332	
〃	西川 博文	〃 〃 乙 2323	
〃	高橋 正治	〃 高須新木 3-32	
〃	小松 幸春	〃 高須本町 5-33	
〃	田所 満穂	〃 〃 4-28-2	
監事	坂本 賢一	〃 大津 乙 2203	
〃	西川 道雄	〃 〃 乙 2289	

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成27年 5 月 1 日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成27年 3 月 4 日 26高都計第595号	南国市篠原字千田ノ木1576番 1	大阪府大阪市北区大淀中一丁目 1 番 88号 積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部 俊則

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5 月 1 日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第20号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

希望が丘学園	児童の指導等の業務に直接従事することを本務とする児童自立支援専門員及び児童生活支援員（園長及び次長を除く。）	3
希望が丘学園	(1) 児童の指導等の業務に直接従事することを本務とする児童自立支援専門員及び児童生活支援員（園長及び次長を除く。）	3
	(2) 児童の指導等の業務に直接従事することを本務とする心理療法担当職員（園長及び次長を除く。）	1

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5 月 1 日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第21号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第19の表 2 短大卒の一 短大 3 卒の項(14)中「厚生労働

大臣」を「都道府県知事（平成26年法律第51号による改正前の歯科技工士法第14条第2号の厚生労働大臣を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。